

太田市職員の職名及び職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第88号

太田市職員の職名及び職務に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員の職名及び職務に関する規則（平成17年太田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「、室長（秘書室に限る。）」を削り、同表4の項中「秘書室及び」を削り、「課長の業務」を「課等の業務」に改める。

別表第2部長の職務と同程度の職務の項を削り、同表課長の職務と同程度の職務の項中「秘書室及び」を削る。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。